

札幌市下宿火災（第5報）

消防庁災害対策室

平成30年3月20日

15時00分現在

※下線部は前回からの変更点

1 発生日時等

発生日時：平成30年 1月31日 （調査中）

発覚時刻：平成30年 1月31日 23時40分

鎮圧時刻：平成30年 2月 1日 5時16分

鎮火時刻：平成30年 2月 1日 11時41分

2 発生場所

住 所：北海道札幌市東区北17条東1丁目4番3号

用 途：下宿（消防法施行令別表第1（5）項口）

3 火元建物概要

構 造：木造

階 数：2階建て

建築面積：176 m²

延べ面積：404 m²

4 死傷者等

（1）人的被害

死 者：11名

負傷者： 3名（重症1名、中等症2名）

（2）建物被害

焼損程度：全焼1棟

焼損床面積：調査中

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、自動火災報知設備（条例設置）、漏電火災警報器、避難器具（任意設置）

7 立入検査状況

直近立入検査日：平成28年12月23日（指摘事項なし）

8 消防庁の対応

2月 1日（木）

0時40分 札幌市消防局から第1報受領
消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
1時00分 札幌市消防局から第2報受領
2時00分 札幌市消防局から第3報受領
4時00分 札幌市消防局から第4報受領
5時15分 札幌市消防局から第5報受領
5時45分 札幌市消防局から第6報受領
8時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査のため、消防庁職員2名及び消防研究セ
ンター職員5名を現地に派遣
15時00分 札幌市消防局から第7報受領
23時30分 消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等宛
てに「消防法施行令別表第一（5）項ロ（下宿等）の
防火対策に係る注意喚起等について」（平成30年2月
1日付け消防予第26号）を通知

3月20日（火）

厚生労働省、消防庁、国土交通省から連名で各都道府
県等の関係部局宛てに「生計困難者等の住まいにおけ
る防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20
日付け社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消
防予第86号・国住指第4678号）を通知

<連絡先>

消防庁予防課

担当：千葉・四維

電話：03-5253-7523